

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (FAC4092岩国飛行場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	岩国市	1000020352080	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	12,922,848	12,922,848	100%					
賃貸借契約 (FAC4084広島薬庫)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,723,172	2,723,172	100%					
賃貸借契約 (FAC4084広島薬庫)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,552,332	1,552,332	100%					
賃貸借契約 (FAC4084広島薬庫)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	844,980	844,980	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	20,658,504	20,658,504	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,340,872	3,340,872	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	奈義町	4000020336238	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,368,908	2,368,908	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	奈義町	4000020336238	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,176,464	2,176,464	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	奈義町	4000020336238	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,850,484	1,850,484	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,746,216	1,746,216	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊日本原演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,623,648	1,623,648	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊原村演習場)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	東広島市原財産区	4000030340089	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	5,305,452	5,305,452	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊普通寺駐屯地大麻山無線中継所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	856,440	856,440	100%					
賃貸借契約 (自衛隊徳島地方協力本部鳴門地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,764,000	1,764,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊徳島地方協力本部三好出張所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,046,000	2,046,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊徳島地方協力本部吉野川地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,014,800	2,014,800	100%					
賃貸借契約 (自衛隊徳島地方協力本部阿南地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	943,800	943,800	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (自衛隊島根地方協力本部浜田出張所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊島根地方協力本部松江募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,970,000	2,970,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊島根地方協力本部益田地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	840,000	840,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊島取地方協力本部米子地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,300,000	3,300,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	936,000	936,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊山口地方協力本部周南地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,104,000	1,104,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (自衛隊山口地方協力本部山口募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊山口地方協力本部岩国地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊山口地方協力本部下関出張所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,498,000	3,498,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊山口地方協力本部宇部地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊高知地方協力本部須崎地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部高松募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,527,600	4,527,600	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部丸亀地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部観音寺地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,000,988	2,000,988	100%					
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部福山地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部福山地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	816,000	816,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部尾道出張所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,717,716	1,717,716	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部東広島地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,914,000	1,914,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部三次地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,320,000	1,320,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部広島地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	5,148,000	5,148,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部広島地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	871,200	871,200	100%					
賃貸借契約 (自衛隊広島地方協力本部可部募集案内)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊岡山地方協力本部津山出張所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,006,400	2,006,400	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,476,621	4,476,621	100%					
賃貸借契約 (自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,960,000	3,960,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊愛媛地方協力本部新居浜出張所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,117,840	3,117,840	100%					
賃貸借契約 (自衛隊愛媛地方協力本部松山募集案内所)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,514,400	4,514,400	100%					
賃貸借契約 (海上自衛隊呉地方総監部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,368,000	1,368,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (海上自衛隊岩国航空基地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,600,000	6,600,000	100%					
賃貸借契約 (海上自衛隊岩国航空基地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,620,000	4,620,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊高知地方協力本部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,800,000	1,800,000	100%					
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,020,000	1,020,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (自衛隊香川地方協力本部公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊善通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	5,928,000	5,928,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊善通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊善通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊善通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,372,000	3,372,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊普通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,692,000	1,692,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊普通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊普通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,116,000	1,116,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊普通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,092,000	1,092,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊普通寺駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,038,000	1,038,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	14,364,000	14,364,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,696,000	3,696,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,400,000	2,400,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,200,000	1,200,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,200,000	1,200,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,152,000	1,152,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,056,000	1,056,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	960,000	960,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	936,000	936,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	876,000	876,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	840,000	840,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	840,000	840,000	100%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	804,000	804,000	100%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊海田市駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊出雲駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊出雲駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 (陸上自衛隊出雲駐屯地公務員宿舎)	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 （陸上自衛隊出雲駐屯地公務員宿舎）	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						
賃貸借契約 （陸上自衛隊出雲駐屯地公務員宿舎）	支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 西方 孝 広島市中区上八丁堀6番30号	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない		会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。